特 記 仕 様 書

第1章　総　則

第1条　（適用範囲）

本特記仕様書は、「令和8年度　鵠巣公民館敷地災害設計業務」に適用する。

第2条　（業務目的）

本業務は、鵠巣公民館敷地内の斜面の崩壊対策をするための現状調査および適切な対策工の設計、設計図書作成を行うことを目的とする。

第3条　（業務の対象）

本業務の対象は、輪島市大野町　地内とする。

第4条　（疑義の処置）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合、あるいは特に記載していない事項については、調査職員と協議の上、その指示に従うものとする。

第5条　（適用事項）

本業務を実施するにあたっては本仕様書による他、契約書、石川県土木部調査関係共通仕様書、用地調査等委託共通仕様書並びに関係法規・指針に基づくものとする。

第6条　（関係機関との協議）

本業務遂行のために関係機関等との協議が必要な場合は、調査職員と協議の上、速やかに処理するものとする。

第7条　（貸与資料）

本業務を実施する上で必要な既存資料は貸与する。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保存を慎重に行うものとする。

第8条　（損害賠償等）

業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆の迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。万一、第三者に損害を与えた場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、その旨を速やかに調査職員に報告しなければならない。

第9条　（成果品の検査・納品）

本業務の成果品の検査については、工程毎又は業務完了後、調査職員の検査を受けるものとする。調査職員から本仕様書に適合しないもの、あるいは本業務の目的に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受託者はこれを速やかに修正し、提出するものとする。

第 10 条　（成果品の修正）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は調査職員の指示に従い、必要な処理を受託者の責任において行うものとする。

第 11 条　（成果品の帰属）

本業務の成果品はすべて輪島市に帰属するものとし、許可無く使用、流用してはならない。

第 12 条　（守秘義務）

本業務に関する事項については、機密を厳守し無断で第三者に漏洩してはならない。

第2章　業務内容

第 13 条 （業務内容）

設計業務

一般構造物設計　N=1箇所

第3章　成果品項目

第 14 条 （成果品）

成果品の作成及び提出方法は『共通仕様書』によるものとし、提出部数は次の通りとする。

・製本　　1式

・図面（A3縮小版）　　1式

・付属資料（電子データ）　1式